

日常生活用具の種目（電磁調理器・歩行時間延長信号機用小型送信機等）

作成日：2022/03/08

種目	対象者		年齢	性能等	基準額	耐用年数
	等級					
電磁調理器	視覚障害	1・2級	18歳以上	障害者が安全かつ容易に使用できるもの	41,000円	6年
歩行時間延長信号機用 小型送信機			6歳以上	盲人用信号機の青色点灯時間を通常より長くする装置	7,000円	10年
情報・通信支援用具			-	パソコン周辺機器及びアプリケーションソフトのうち、障害者の操作を動作又は音声により補助するもの	100,000円	6年